
令和6年 第7回（定例）南部町議会会議録（第5日）

令和6年12月25日（水曜日）

議事日程（第5号）

令和6年12月25日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第70号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第4 議案第71号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）

日程第6 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））

日程第7 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えふろん）

日程第8 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）

日程第9 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）

日程第10 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）

日程第11 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）

日程第12 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）

日程第13 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）

日程第14 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）

日程第15 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）

日程第16 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流セン

タ一)

- 日程第17 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第18 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第19 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第20 議案第87号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第88号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第89号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第90号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第91号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第92号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第26 陳情第8号 南部町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書
- 日程第27 陳情第9号 統合保育所設置計画の進捗について町民に広く周知することを求める陳情書
- 日程第28 陳情第10号 南部町による不当な職業差別の是正を求める陳情書
- （追加議案）
- 日程第29 議案第99号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 発議案第10号 学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書
- 日程第31 発議案第11号 消費税の緊急減税を求める意見書
- 日程第32 発議案第12号 企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書
- 日程第33 発議案第13号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第34 発議案第14号 可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について
- 日程第35 発議案第15号 統合保育所建設調査特別委員会の設置について
- 日程第36 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第70号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について

- 日程第4 議案第71号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第6 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））
- 日程第7 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えふろん）
- 日程第8 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第9 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第10 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第11 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第12 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）
- 日程第13 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）
- 日程第14 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）
- 日程第15 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）
- 日程第16 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第17 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第18 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第19 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第20 議案第87号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第88号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第89号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第23 議案第90号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第91号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第92号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第26 陳情第8号 南部町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書
- 日程第27 陳情第9号 統合保育所設置計画の進捗について町民に広く周知することを求める陳情書
- 日程第28 陳情第10号 南部町による不当な職業差別の是正を求める陳情書
- (追加議案)
- 日程第29 議案第99号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 発議案第10号 学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書
- 日程第31 発議案第11号 消費税の緊急減税を求める意見書
- 日程第32 発議案第12号 企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書
- 日程第33 発議案第13号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第34 発議案第14号 可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について
- 日程第35 発議案第15号 統合保育所建設調査特別委員会の設置について
- 日程第36 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員（14名）

1番 秋 田 佐紀子君	2番 井 原 啓 明君
3番 塙 田 光 雄君	4番 加 藤 学君
5番 荊 尾 芳 之君	6番 滝 山 克 己君
7番 米 澤 瞳 雄君	8番 長 束 博 信君
9番 白 川 立 真君	10番 三 鴨 義 文君
11番 仲 田 司 朗君	12番 板 井 隆君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	杉谷元宏君
		書記	荊尾雅之君
		書記	藤下夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	宮永二郎君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	田村誠君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	松原誠君	デジタル推進課長	岡田光政君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
人権・社会教育課長	二宮伸司君	病院事務部長	畠岡宏隆君
健康福祉課長	前田かおり君	福祉事務所長	泉潤哉君
建設課長	岩田政幸君	産業課長	藤原宰君

午前9時00分開議

○議長（景山浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

-----.

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、長束博信君、9番、白川立真君。

-----.

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

-----.

○議長（景山 浩君） ここでデジタル推進課長より発言の訂正を求める旨、申出がございました。訂正を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） では、デジタル推進課長、岡田光政君。

○デジタル推進課長（岡田 光政君） おはようございます。デジタル推進課長です。発言の訂正をお願いします。

12月16日に行われました塙田議員の一般質問におきまして、ユーチューブに関する答弁の中で「各課がアカウントを持っておりまして」と言いましたけれども、「公式アカウントを持っておりまして」に訂正をお願いします。よろしくお願いします。

日程第3 議案第70号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第70号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） それでは、審査結果を報告いたします。議案第70号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） ここで討論は終わります。

これより、議案第70号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第71号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第71号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査をしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第71号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）について審査をしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））について審査をいたしました。

結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第7 議案第74号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えふろん）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えふろん）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えふろん）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第75号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第76号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第10 議案第77号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）について審査をしました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第78号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第79号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第80号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第81号

○議長（景山 浩君） 日程第14、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第82号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）。

審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第83号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）について審査をしました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第84号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第85号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第85号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第85号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第85号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 86 号

○議長（景山 浩君） 日程第 19、議案第 86 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 86 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 86 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 87 号

○議長（景山 浩君） 日程第 20、議案第 87 号、令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

すみません、休憩します。

午前 9 時 24 分休憩

午前 9 時 24 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第87号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）について審査しました結果、賛成多数で可決すべしと決しております。

この議案については、可または否とする意見が出されておりますので、併せて述べたいと思います。まず、否決すべしという理由から先に述べたいと思います。統合保育所整備事業に263万5,000円補正して、総額3億9,421万4,000円とする補正が上がっているが、全体事業費が示されない中、合併特例債などの借金をするという補正予算の在り方には大きな疑問がある。

町が言っている民間移管について。財政負担については数値を示した地方交付税の金額など、示し方が適切ではないという監査からの指摘もあった。大前提となっている民間移管の説明の根幹が崩れている。このまま進めるのは住民合意が得られないし、整備事業として成立しないと考えている。

それでは、可決すべしという御意見を述べたいと思います。統合保育所整備事業について。財政計画を示すのは普通のことだと思うが、統廃合及び民間移管については町から提案があり、私たち議員も認めてきたと思う。民間でやっていくというのは議員皆さんのが承知していること。

普通交付税については、これまでやり取りをしてきた中で、執行部は個別の算定はできないということを言っており、皆さんも承知していること。今は一日も早く保育園を建設していただき、子供たちに安心・安全な場所で保育を進めていただく、それを私たちは進めていくべきと思っている。以上、終わります。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の令和6年度の補正予算に反対します。内容は、先ほど委員長が常任委員会の中で討論した中で述べた内容です。

今回、補正予算として263万5,000円で、いわゆる統合保育園に関する電柱の移転が事業の進捗状況により明らかになってきたので、これを補正すると、こういう内容で上がっています。総額、今年度は3億9,421万4,000円の統合保育園の事業ということになります。この中には3億9,421万補正して、この中にはこの電柱の移転が今回入っているのは

もちろん、土地の取得とか建設の設計費の金額等が入っていたわけです。

一番の反対の理由は、このような補正予算をその都度出してきているのですが、総額、基本設計、実施設計に5,000万近くのお金をかけてしているのにもかかわらず、普通であればその時点でもう町は何らかの、出すときに概算を示して、人数を示してどれぐらいの規模で、どれぐらいいかっていうのは建設、いわゆる設計業者とも話しているし、概算も出ていると見るのが普通ではないかと思うんです。それは最近の日南病院の建設の論議を見たりとか、米子市で行う大きな体育館の建設問題でもこの1年間で76億、六十何億って言ってたのが100億近くになるとというようなことも含めて毎回報道されてきている。そして、米子市の3つの小学校、崎津、大篠津、もう一つどこでしたっけ、その小学校も開設が4、5年遅れるのではないかっていうの、ありましたよね、資材の高騰等で見当がつかなくなっと。こういう目まぐるしく条件がある中で、確かに概算を言ったら独り歩きするというようなことを町長が言っているのかもしれませんけれども、事はいわゆる公の施設を造っていくのに公金を出していくところであって、これは当然経過も含めて議会や住民に明らかにしていきながら、その都度その声を聞きながら修正をかけていったりしていくというのが在り方ではないかと思うんです。

ところが、今回住民に示されているのは、この保育園の計画では新しい保育園が幾らになるかではなくって、試算してきたのはあくまでもすみれこども園の建設のときの分しか示し得てないわけなんですよ。それで、今回は今度の3月議会に予算を出すからそれまでできない。この間の一般質問では、早々に出したいと思うが、ちょっと待ってほしい、こういうふうな言い方ですね。これは、私は公の事業や公金を使っていっている町長の姿勢としては非常に無責任ではないかというふうに考えています。数字が独り歩きするとかっていうのも、これは住民や議会に対しての極めて失礼な言い分だというふうに考えています。数字が独り歩きではなくって、住民がそれぞれ今後のまちづくりの中で保育園の規模はどうすればいいのか、お金の使い方はどうかということを考えていくのも、これは住民の権利であると思うんですね。そういうことを提示しない在り方は非常に前近代的であり、情報開示の点から見たら非常に遅れているし、無責任だという指摘です。その中でこのように補正予算を出してきてこれを認めてくれというのは本当に不十分だし、説明責任の不足だという点です。

2つ目は、私は計画そのものの見直しが必要だと思っています。統廃合の件については、用地の選定問題とかに含めて、農振除外の今、意見書等が、異議申立てが出ているわけです。やはりそれに真摯に向かい合うことに尽きるのではないかというように考えています。この中で分かったことは、農振除外の申請の手続の中で変更の理由とか、掲示する場所が法的に決められたこと

ができていなくって、閲覧をやり直してきたこともあります。その前に町長は、5月の15日までの農振除外の申請の期限を6月17日に変えてきたという、このようなイレギュラーな取組をいっぱいやってきてるわけですよ。これが住民に対してやっぱり不信感をもたらすものになっているというふうに考えています。

もう一つ大きな理由は、今回住民監査請求で出てきた、いわゆる民間移管のほうが有利だという点についての根拠のある説明ができていないという点です。これでは、私は計画の見直しが必要だというふうに考えています。住民監査はこの今回の地方交付税の金額のことを公的な根拠をもって示すことのできない数字で競っている、このように明確に書いています。ということは、住民監査請求をしている当事者の数字も含めて、町が示してきた数字についても公的な根拠をもって示すことのできない数字なんだと言っているわけです。監査は、「法や制度で想定していない交付税額について、試算とはいえ説明がなされたことは適切とは言い難い」、こういうふうに書いてある以上は、この適切とは言い難いことについて町が答えなければならないのではないでしょか。

この中で町長は、議会と議員が要請したから出せないものを出したのだという、本当に詭弁にすぎないことを言ってるのですが、要は民間よりは私立のほうが公立よりも安くって年間運営費で5,300万円も違ってくるということを、これを住民に説明して、議会に説明して、その前に財政審議会に説明しているわけです。であるなら私たちが求めたのは、5,300万の根拠を求めているわけです。地方交付税が示せ得ないということを分かって議員がしたというのであれば、町は5,300万円安くつくという、この根拠の計算を示さなければ成り立たないのではないかでしょうか。そういうことを言うことといえば、今回の保育園の事業については見直しをすべきであり、このような補正予算を組むべきではないというふうに考えています。

今、この補正予算で上がってきましたんですけども、前回も紹介しましたが、日南病院等では人口減の中で住民に必要だといいながらも、病院の建設に試算をしながら再度見直すと、検討し直すという意見等も出てきているわけですよ。なぜかというと、今までにない人口減の中で、自治体は経験したことのないようなこれから行程を踏んでいくと思うんです。その中で、これまでのように統合保育園を、2つの園を合わせたに等しいような面積でしていく。その数字も10億円をはるかに超えてくる。想定では建設費合わせたら13億ぐらいかかるわけですよ、もっと増えてくるだろうと。そのことについてお金の使い方も含めて住民にも明らかにせず、考える期間を設けようとしない、私は町の姿勢を厳しく批判をして、この補正予算に反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、塔田光雄君。

○議員（3番 塔田 光雄君） 3番、塔田光雄です。議案第87号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）には賛成の立場で討論させていただきます。

今回も様々な補正予算があり、先ほどありましたが、その一つに統合保育所整備事業があります。現在、道路の拡張工事が始まっています。建設予定地に隣接する電柱を移設するための補償費として263万5,000円の補正額が計上されたという内容です。造成工事に伴い、支障が出るであろう電柱を移設する計画を立てることは当然であり、必要な予算だと思います。既に当初計画からは様々な事情で予定が遅れています。私にもいつ開園するのかというようなお声も届いています。

新しい保育所に通わせたい保護者の方々もたくさんおられます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）基本計画を軸に常に監視、監督をし、変更事項などがあればしっかりと説明をしていただき、安心・安全な保育所が現在の計画どおり開園を迎えるように努力をしていただきたいですし、私たち議員ももちろんしっかりと見ていかなければなりません。この予算も妥当なものだと思いますので、議案第87号、令和6年度南部町一般会計補正予算には賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第88号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第88号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

休憩します。

午前9時38分休憩

午前9時39分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第88号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第88号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第89号

○議長（景山 浩君） 日程第22、議案第89号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第89号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第89号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第90号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第90号、令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第90号、令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第91号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第91号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第91号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第92号

○議長（景山 浩君） 日程第25、議案第92号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第92号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について審査しました結果、全員一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 陳情第8号

○議長（景山 浩君） 日程第26、陳情第8号、南部町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。陳情第8号、南部町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書について民生教育常任委員会で審議をいたしました結果、反対多数で不採択と決定いたしました。

理由は、基本構想とは理念を明記するものであると思うので、改定する必要はないと考える。

基本構想とは法律でいうと憲法的なものであると考えるので、事情が変わった際にはこの基本構想を変えるのではなく、その下にある具体的な計画を変更されるべきであると考える。

また、この陳情第8号を可とする委員さんもいらっしゃいましたので、可の理由を申し上げます。基本構想が基本的な内容を記載するというものであれば、変更された事項や決定事項などを記載すべきである。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書について、採択すべきだという意見です。これは民生常任委員会で審査してきましたが、賛成少数で不採択と今、委員長が報告されました。

今回の陳情書、陳情者がここに述べているのは、基本構想について変更事項と新たな決定事項があるので、それを明記することが必要ではないかと、こういう意見で、重要な変更事項としては民設民営で整備する方針って書いてあるんだけれども、当初、住民に対して保護者等については、民間が建ててそれについて町が補助すると言っていたのが、民設民営といいながら町が建設するのであるから、財産等が変わってくるわけですよね。それは重要な変更事項と言えるのでは

ないか。南部町が建設するものとしてきちんと明記すべきではないかという内容であります。

決定事項が、新たな決定事項としてその2つは、この構想の中ではまだ決まっていなかった用地が決まったので、用地取得に向けた手続等も起こっていると、そのことがきっちりと反映されていないのではないかということと、もう一つの新たな決定事項として上げているのが、どこにも書いていないけれども議会で町が公言している、いわゆる公私連携協定の相手先が社会福祉法人伯耆の国になると言っているのであればそこもきっちり反映して、それで追加すべきとしては、公私連携協定についてどのような決定事項を決めていくのかも記載すべきではないかと。こういう私からすればすごくまともな意見だし、どちらかといえば賛成、反対というよりは、するのであればこういうことをすべきではないかという内容であり、何ら反対すべき内容ではないなというように思ったわけです。

それで、審査の中で出てきたのは、これを不採択だという方々は、基本構想というのは憲法のようなものであるから変えるべきではないとおっしゃったんですね。もう一回読んでみたら、なるほど、ここの基本構想に言っているのは何言ってるかというと、もう大前提には町立保育所統合に係る基本構想ですから、大前提としてさくら・つくし保育園統合を言っていること。あと2つですよ、民設民営をすることと公私連携協定結ぶ、これだけしか書いていないんですよ。考えるに基本構想の段階で、私は不備であったのではないかというふうにすごく考えさせられております。

この当時も、この基本構想をするときも、中のいわゆる公私連携協定先がもう決まったまで動いていることとか、その後起こってきた民設民営の形態が変わってきた等がありましたよね。その都度、住民にきっちり説明することもなく、これを改定することもなく基本構想だけがそのまま置いてあることを見たら、住民から当然起こってくる意見ではないかというふうに思うのです。私は、これ広く住民からこういうことが来たときは、議会も町も真摯に受け止めながら、基本構想でどこが不十分でこういう意見が出てきたのか。もしこういう意見が来たら可能な限りできることについて当たっていくというのが町の姿勢ではないかと思うんですよ。私はそれが、議会がこういうふうに、言ってみれば建設的な意見を出してきて、それを不採択だとして基本構想そのものだと言いながら前に進めようと、私は民間移管反対ですけれども、その準備をちゃんとすべきではないかという意見を聞けないというのは、これは議会としても閉鎖的だと言われても仕方がないのではないかというふうに思います。基本構想は憲法のようなものではなくって、そのときの基本構想つくった町のレベルが問われているというふうに私は考えます。

そこで言えば、当然場所が分かれば、この場所をきっちり明記していきながらなぜ選んだかも

書いていく、それと民間移管で民設民営の内容が変わったんであればそのことを書いていく。福祉法人伯耆の国に決まったのでは、これなかなか書きにくいと思うんですね、基本構想でね。だって、順番を無視してもう最初から決めていってるから。なかなか書けないんだと思うんですけども、やはりそれは町のやっていること、ちゃんと表明すべきやというふうに思っています。

つくづく考えるに、この基本構想は不十分な説明のまま民設民営、公私連携協定だけが先に走って、結果としては伯耆の国に民間移管をすることを言ってるにすぎないもんなんだろうなと、こういう基本構想だということを指摘して、住民の負託に応えてこの基本構想をしっかりともつと具体的に明記しているところは明記していくというふうに考え方を変えること、変わった内容については広く住民に知らせていくこと、なぜならばこの金額や在り方は全て税金で行っていますからね。そういうことを考えたら、私はこれを排除する議員の姿勢は甚だ理解し難く、こういう基本構想を出してきた町にも大きな疑問抱いているという点から、陳情採択すべきだという意見です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） 陳情第8号ですね。この陳情は、そもそも基本構想を改定してほしいと、先ほど真壁議員が言われた内容のものを新たに改定してほしいという内容の陳情でございますけども、そもそもこの統合に関わる基本構想というものはもっと大きなところで捉えているなというふうに私は感じております。この町に例えば生まれてきた子供たち、そしてこれから生まれてくるであろう子供たちの将来を見据えて、どのように育ってほしいのかということを念頭に置いた、まさに私たちが次世代に求める夢というのが描かれているのが構想でございます。

少し古い話になりますけど、私が生まれた40年代というのは農業中心、お父さん中心の一馬力から家族みんなで家計を支え合っていこうという、お母さんもお仕事に行く、そういう時代の中で子供はどんどん増えていったわけですね。そして、当時の保育所は預かりというところに子供さんを預かる、預かりというところに力点を置いた施設として造られていったと思います。

今日では、あの時代とは全く逆の子供がどんどん減っていく少子化社会の中です。さらに1人に求められるニーズが増加していきます。これらの子供たちというのは様々なツールを使って、例えばA.I.などもそうですが、より多くのニーズに応えていかなければなりません。これらの保育園は預かりだけではなくて、新しい学びのニーズが加わります。この子供たちへの夢というのを形にしたものが、まず基本構想というものだと思っております。

少し私の体でちょっと表現していきますけども、この構想というのは骨格の部分でございます。

今回陳情に上がっております、るる4点だったかな、ありましたけど、これを全く否定するものではありませんが、この構想を基につくるのが基本計画です。こういったところに反映していくのもよろしい。また、その計画ができますと、次、基本設計というのに入ります。そしてさらに今度は私の体でいくと基本計画というのが肉をつけるに肉づけですね。そしてさらに細かい髪の毛の数まで決めていくようなものが実施計画であります。そういったところに反映していくのもまたこれもよろしい。全く陳情の中身そのものを否定するわけではございませんが、構想を改定するということではないというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第8号、南部町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩します。再開は10時15分といたします。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

7番、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。先ほど陳情第8号、南部町立保育所統合に係る基本構想を改定することを求める陳情書で、私、「反対多数」ということを言葉で申し上げましたが、これを「賛成少数」に訂正したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 字句の訂正がございましたので、御了知ください。

日程第27 陳情第9号

○議長（景山 浩君） 日程第27、陳情第9号、統合保育所設置計画の進捗について町民に広く周知することを求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長でございます。付託を受けました陳情第9号、統合保育所設置計画の進捗について町民に広く周知することを求める陳情書について総務経済常任委員会で審査の結果、全員一致で採択すべしと決しましたので、報告いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第9号、統合保育所設置計画の進捗について町民に広く周知することを求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択されました。本案を採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第28 陳情第10号

○議長（景山 浩君） 日程第28、陳情第10号、南部町による不当な職業差別の是正を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。陳情第10号、南部町による不当な職業差別の是正を求める陳情書につきまして委員会で審議をいたしました結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第10号、南部町による不当な職業差別の是正を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第29 議案第99号

○議長（景山 浩君） 日程第29、議案第99号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。説明については一般会計補正予算書のほうで説明しますので、御準備のほう、よろしくお願ひいたします。

議案第99号

令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,058,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日

提出 南部町長 陶山清孝

この補正につきましては、国の補正予算によって配分されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰対策事業を実施するものでございます。

まず、歳出のほうから説明したいと思います。補正予算書の一番下、印字ページ、4ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、ここで3,840万8,000円を増額いたしまして、5億7,069万2,000円といたします。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業は、住民税非課税世帯に対しまして3万円、住民税非課税世帯の18歳以下の子供1人当たりに2万円を給付するものでございます。

続きまして、一番下です。6款商工費、1項商工費で5,100万円の増額を行います。これは地域活性化ポイント導入事業として、町民の生活支援及び町内経済活性化を図るためにたすかーどに1人当たり5,000ポイントの付与を行うものでございます。増額で補正是6,944万円とするものでございます。

次に、歳入を説明いたします。同じページの上段を御覧ください。10款地方交付税、1項地方交付税、ここで598万6,000円を増額いたします。この増額分は、先ほど歳出で説明しました地域活性化ポイント導入事業の一般財源部分を充当するものでございます。

それから、下の14款国庫支出金、2項国庫補助金、ここについては8,342万2,000円の増額でございます。先ほど説明しました歳出事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

あわせて、事業別の説明資料についても個別の内容載っておりますので、御確認をいただきたいと思います。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。全協のほうでは聞けなくて本会議のほうで聞いてくれっていうことだったので、二、三、聞きたいことがあります。

地域活性化ポイント導入事業ですけれども、これ1万200人という方にポイントを給付することになってますけれども、これは例えばの話ですけれども、昨日亡くなった方みたいにカードは発行されてるけれども亡くなってる方、こういった方にはどうなるんでしょうか。

それと、生まれてすぐの方はカードはもらえないと思うんですけれども、カードの発行ってい

うのは、これはどの段階でカード発行されるんでしょうか。

それとあと、3点目、先ほど説明のありました国から来る給付金だと思いますけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これは南部町のほうにはいつ入ることになってるんでしょうか。以上、3点お願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。議員から御質問のありました初めの2点についてお答えをしたいと思います。

このたすかーどですけれども、住民の皆様へ貸与という形で発行させていただいております。お亡くなりになられた方につきましてはカードの返却をお願いしております。本日この議決をいただいたところでの執行を考えておりますので、申し訳ありませんが、昨日お亡くなりになられた方についてはカードをお返しいただいて終わりということで考えているところでございます。

また、生まれた方につきましては、これはあらかじめカードのほうにポイント付与した形で送付のほう、させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。先ほどの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の、いつ入ってくるかというところでございますけども、今の県、国に確認中というところでございます。明確な日にちがまだ確定しておりませんので、御了解ください。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） ということは、ポイントなので先に給付するっていう形になるわけですか。それだけお願いします。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。現在、ちょっと準備のほうは進めておるところでございまして、本日この議会で御承認をいただけましたらこの後速やかに処理を行いまして、本日夕方には町民の皆様に……（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時29分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。議員より御質問いただきました2点についてまして、ちょっと改めて御回答をさせていただきます。

まず、基準日につきましては、本日とさせていただきたいと思います。本日、住民基本台帳に登録された町民の皆様に送付させていただきたいというふうに考えております。

また、国から、こちらの今回示された交付金が町のほうに納められるのは後日になりますけれども、それに先行して本日町民の皆様にポイント給付をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。先ほどの企画政策課長の答弁の補足になりますけども、現在、今回出したこの予算に対して計画を国に上げて、そこでまたきちんとした額を頂くというような形になるので、未定というお答えをさせていただきました。

そして、今回、充当するものはもう計画上、このお金を使わせていただくというところで予算と生の現金、動くところあるんですけども、問題なく予算としては執行していくという形になります。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3点質問があります。

まず1点目、今回入ってきた臨時交付金8,342万2,000円、このうち国が定めた3万円や2万円の分が3,840万8,000円で全額10分の10で国から来る、これ分かるんですよ。その8,342万2,000円の残りは各自治体で緊急対策を決めればいいと、こういう内容だったのですねということと、それについてそのことで地方交付税を少し足して1人当たり5,000円のポイントカードにした。その理由は、一刻も早く住民に届けたいと、こういうふうな内容を全員協議会で説明受けてきたのですけれども、この国の対策はちょっと置いといて、あとの残りをこのポイントカードに付与するということは決定ですよね。いろんな対策があると思うんですけども、ポイントカードにしたという理由は一番早いということだけですか。ほかにも検討があったのですかという質問です。例えばよその町によってこの使い方、変わってくるわけですよね。またいろんなこと出てくるんですよ。例えば緊急に学校給食費に使ったりとかあると思うんですけども、これはどのように決定したのかということが一つ。

それと、2つ目が、なるべく早くっていったら、もう即、この間の全協でもしたら、その次の日ぐらいに入れれると言ったんですけども、どんなふうに住民周知するんですか。日本海新聞使ってやりますっていうんですか。それとも放送でやっちゃうんですか。もう入ったらなるべく

早く言ってあげたいよね、年末だから。それをどういうふうに考えているのかということです。

それと、3つ目が、これは国からの3万円や2万円の件ですけれども、この支払いは福祉事務所の話では、いわゆる1月中に支払いしたくて、1月27日が支払い日になっているので、1月27日に間に合うように出したいと、こういうことだったと思うんですけれども、なるべく早くという点でいえば1月27日ってもう1か月先ですよね。1月27日が支払い日というのは、何の支払い日のことを言っているのですかというのがちょっとよく分からなかったのと、これをいま少し早く出せる方法はないですか、こういう質問です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。1点目の各自治体ごとに決めればよいというところでは、各自治体ごとに決めればよいです。

それで、なぜこれに決めたかいうところでございますけども、重点支援地方交付金として推奨事業メニューという形で南部町への交付限度額、これが4,501万4,000円。今、予算計上してある事業説明書でいうところの交付される限度額、目いっぱいを使っております。

なぜこれに決めたかというところでございますけども、まず生活者支援というところで昨今の物価高騰などありました。昨年を振り返ると、同じ時期にたすかーどをやったばかりでしたので、4,500円のポイントと、さらにこの交付金で5,500円を足させていただいて1万円というところで、かなりの皆さんからの高評価をいただいているというところの実績をもって、今回もなるべく早く年末年始にかけて入れるというところでこの事業メニューの採択をさせていただきました。以上です。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。2点目の住民への周知のことに関しましてお答えをさせていただきます。

先ほどから何度もちょっと申し上げておりますとおり、本議会で御承認をいただけましたら速やかに周知が必要と考えておりますと、既に防災行政無線ですとかテノヒラ役場、こういったものも準備のほうは進めさせていただいているところでございます。このたびの議会で御承認をいただけましたらすぐにこのゴーサインを出しまして、明日には住民の皆様に情報が届くように、また新聞等でも取り上げていただければ大変よいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。質問にお答えしたいと思います。

1月27日というのは、町の支払いが27日でございますので、そこに合わせて27日に予定

をしているものでございます。

また、1か月ですけれども、システム上のこともあるって1か月かかったり、今回初めて非課税世帯を抽出するわけでございますので、そういう点において1か月ぐらいはかかるということを計画をしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1番と2番は分かりました。

3番の福祉事務所が対応する、もう少し早くできないかという点ですよね。年末年始にかけて皆さんの生活もいろいろお金要ることがあるので、きっとこういうの出たら、いつ出るのかっていうことで私たちにも電話がかかってくるわけなんですよ。なるべく早く、1か月ぐらいかかるっていうの、分からぬことないんですけども、この27日が支払い日なのでそこに合わすというよりは、もうできた段階で振り込むことが可能なんですか。そこです。やっぱりこういうお金は支払い日を基準として払わないといけないわけですか。国も重点の地方の臨時交付金で出すと言っているので、出来次第出すということにはならんわけですかということです。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長でございます。町の支払い日に合わせたというよりも、大体このぐらいに支払いができるということで支払っておりますので、そこ、町の支払いということでここに決めたわけではございませんで、事務処理で1か月ぐらいかかるっていうことでこの日にしております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第99号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

議案第99号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 日程第30、発議案第10号、学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。

発議案第10号

学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年12月25日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米澤 睦雄
南部町議會議長 景山 浩様

別紙の内容につきましては、議会事務局長のほうが読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（田子 勝利君） 議会事務局長でございます。別紙を着座にて読み上げさせていただきます。

別紙

学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書（案）

町ホームページ内「放課後児童クラブに関するこ」の記載内容に放課後児童クラブの入級を断る事由として「農業従事者は保育できるものとする」の明記が確認された。

これは明らかに農業従事者を他の自営業と区別しており、農業と農業従事者の実態と就労状況を無視した、正当な理由が示しえない内容であり、農業従事者への職業差別と言わざるを得ない。公平・公正を期す自治体事務としてはあり得ない事態である。

当該事案に対し、以下の点について対応することを求め、即刻の是正を求める。

記

1. 当該事案の発生経緯等調査を行い、その内容をホームページ・広報により広く周知すること。
2. 当該事案により、不利益を被ったものについての調査と適切な対応を行うこと。
3. 関係者・町民に謝罪をし、再発を防止するための対策をとること。

4. 「保育に欠ける」事項の定義について再度の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

南部町長

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第10号、学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第31 発議案第11号

○議長（景山 浩君） 日程第31、発議案第11号、消費税の緊急減税を求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から趣旨説明を求めます。

加藤学君。（発言する者あり）

休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君）

発議案第11号

消費税の緊急減税を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年12月25日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁容子
同 同 井原啓明

南部町議会議長 景山 浩様

別紙を読み上げます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） では、お願ひします。

○議員（4番 加藤 学君）

別紙

消費税の緊急減税を求める意見書（案）

物価高騰が続き、国民のくらしと営業に深刻な影響を与えている。生活に欠かせない食料品などの値上げが相次ぎ、主食のコメまで高騰し、生活必需品の支出割合が高い低所得者ほど家計負担の増加率が高くなっている。

この間「失われた30年」の中で、国民の賃金は上がらず社会保障が削られる一方、上場企業は史上最高利益を更新し、より格差が拡大してきている。2度の消費税増税や大企業や富裕層への減税がこれに拍車をかけてきた。

今の物価上昇は多くの品目に及んでおり、特定品目への補助金や一時的な給付金などの小手先の対策だけでは全く不十分だ。物価高に苦しむ消費者はもとより、中小業者や商店も原料や資材の値上がりを価格に転嫁できず苦境に陥っている。

消費税は、低所得者により負担増になる不公平税制であり、「応能負担・生計費非課税」の原則にも反する。世界ではコロナ危機以降に消費税の何らかの減税を実施したか、今後実施しようとしている国が110か国にのぼっている。物価高騰から国民の暮らしと営業を守るため消費税の減税は有効な対策として実施されている。

緊急の対策として消費税減税を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、仲田司朗君。（発言する者あり）

休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 発議案第11号、消費税の緊急減税を求める意見書案について、私は反対の立場で討論したいと思います。

消費税は日本で1989年4月1日に導入されました。これは消費者が商品やサービスを購入する際に課せられる税金で、消費者が支払う金額に基づいて計算されます。消費税の導入により、日本の税制がより公平で効率的になることを目指していました。

日本では、消費税は1989年に導入され、その後幾つかの段階を経て現在の税率に変わっております。1989年は3%、1997年は5%、2014年は税率が8%、2019年は現在

の税率である 10%、また食料品など一部の商品には軽減税率が適用され、税率が 8% に設定されていることでございます。これにより、生活必需品に対する消費者の負担を軽減することを目指していると言われております。

先ほども減税についていろいろ説明がありますが、私は事業者としてこれを減額するということになると、コンピューターのシステムを全部変えていかないかいけない。それを誰が負担するのかという話が出てきます。消費税の減税のデメリットっていうのがあろうと思います。財政収入が減少するということがあると思いますし、これは経済の不安定化ということも出てくると思いますし、インフレの引起しも出てくるというようなことも出てきます。

今、インボイスのことも出ておりますが、なかなか簡単に減税を求めるといつてもやりましょうという格好にはならない。ましてや中小零細企業はそれに基づいてシステムを変えておる状況で、元に返ったらどうなるのか。かえって逆に言えば小売業者は倒産せざるを得ないと。なぜかというとシステムの保守料とか、システム改修で多額のお金がかかってくるというようなこともありますので、私はなかなか難しいと思います。

以上のことを考えると、消費税を減税するということはできないと思い、反対するものでございます。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番、井原啓明君。

○議員（2 番 井原 啓明君） 2 番、井原です。私は、賛成の立場から意見を言わせていただきます。

もともと消費税というものは、私の認識では消費税をつくるに当たって 100 年安心の年金でしたっけ、そういう社会保障に使うということで、国民の反対の中で一生懸命説明されて理解を得られて始められたのが消費税だったと思います。ところが、だんだんだんだん消費税は 3%、5%、10% と上がるうちに、福祉に使われるというよりも企業減税やその他の税金に使われて目的が離れていった、そういうふうに認識しております。

この生活が苦しい中で、やっぱり消費税というのは不平等な税制だと思います。年収 1 億円もある人が 10% 払うのと、年収 100 万円以下の年金暮らしの人が 10% 払うのでは、全然生活の苦しさ等が変わってくると思います。この中で一番速やかにそういう生活苦を是正する方法としては、全ての商品、全てのものに関わる消費税を下げるということが一番の経済対策というか、生活を守る対策になるというふうに考えますので、この案について賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第11号、消費税の緊急減税を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第32 発議案第12号

○議長（景山 浩君） 日程第32、発議案第12号、企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書を上げようとした提案させてもらいました。

まず、中身を読ませていただきます。

発議案第12号

企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年12月25日 提出

提出者 南部町議会議員 真壁容子
同 同 加藤学
同 同 井原啓明

南部町議会議長 景山 浩様

別紙

企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書（案）

一昨年、自民党の政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなかつたといわゆる“裏金問題”が明らかになり、国民に大きな政治不信を抱かせた。

10月の衆議院選挙では、非公認となった候補者にも政党助成金から2,000万円が支給さ

れたことが明らかになり、選挙結果は政党と政治家の金権腐敗に厳しい審判を下した。

12月10日から衆議院政治改革特別委員会で「政治資金改正法」の再改正に向けての議論が始まっている。今度こそ真に有効な再発防止策がまとまるのか多くの国民が注視している。

これらの問題の根本には、裏金の原資となった政治資金パーティーをはじめとする企業・団体からの政治献金がある。この全面禁止こそ有効な再発防止策だ。

企業・団体献金は、政治・政策決定がゆがめられる恐れがあるため、政治資金規正法改正により政治家個人への企業・団体献金が禁止され、政治家の資金管理団体への献金も禁止されたが、政党本部・支部への献金は認められており、その全面禁止こそ求められている。

企業・団体献金の禁止は国民多数の世論であり、世界の多くの国でも政党への企業献金を禁止している。よって、企業・団体からの政治献金を全面禁止とする法整備を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長

これは前回もこの議会では上がっていたのではないかと思います。とりわけ今回、10月の衆議院選挙は裏金問題の選挙と言われるぐらい、この政治をめぐってのお金の問題が明らかになりました。今、この根本である政治献金、団体献金の全面禁止を求める意思を地方自治体の議会が意見書出すことは、住民からも求められていることだと考えます。賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私のほうからちょっと1点ほど。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君）

○議長（景山　浩君）　12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君）

○議長（景山　浩君）　13番、真壁容子君。

○議員（13番　真壁　容子君）

○議長（景山 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

反対からです。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私のはうからは、この発議に対して反対の討論をさせていただきます。

ちょうど1年ぐらい前だったかな、真壁議員も言われたように私たちは全員一致で一回、国ほうにこの提出をしています。その間に石破総理は2回の政治改革、ちょうど今朝の新聞、政治改革3法案成立って出てました。石破総理、本当に頑張ってもらってるなというふうに思います。その法案の内容を見ると、参議院本会議で可決されたものは、使途公開不要な政治活動費の全廃や、政治資金を監視する第三者機関の設置を含む、そういう政治改革の関連法案を成立させました。

先ほども言いましたように、首相就任半年もたたないうちにこれだけの規制法案できた、できる、できない、しなくちゃいけなかったのは少数与党になってしまったという石破総理の大変な苦労も分かるわけですけれど、そういうことで国民不安の解消に非常に御尽力をいただいているというところを全面的に評価して、この発議には反対ということにしたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原です。賛成のほうから意見を述べさせていただきたいと思います。

私が思うには、企業・団体献金の前に企業の目的ということ。特に大企業は一番の目的というのは、会社の利益を上げるのが企業の目的なんです。それから、会社の株主に利益を分配する、これが会社の一番の目的なんです。その大企業、企業が政治家、政治団体に資金、献金をすると

ということは、会社の利益を上げたいがために献金をするわけです。それ以外の目的にお金を使ったら株主のほうから不当な金の使い方だということを言われるわけです、会社は。つまり、会社の利益のために企業献金をやっている。これは決して国民や一般の人たちのためにやっているわけではないわけです。

今までも企業・団体献金はやめなきゃいけないから政党助成金という制度をつくって、そういった賄賂性のある献金はやめようという政治の流れが何十年も前からあったけども、いつの間にかうやむやになってしまって今の裏金という大問題を起こしてしまったということなんです。

先ほど石破総理の話が出ましたけど、石破総理の話で私は啞然としたのは、企業・団体献金は企業の基本的人権のような記事というか、発言をされておりました。私は頭が悪いからかもしれませんけど、この発言の趣旨、意味が全く理解できない。そういう考え方の下に企業・団体献金を認めるということ自体が間違いの大本であるというふうに考えます。

政治家、団体献金を、お金をもらうということは、結局分かりやすく言えば賄賂なんです。自分たちの有利になるような政策をしてください、法律をつくってくださいということをするために献金をしていくということになりますんで、私はこの意見書に賛成をいたします。以上です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） これを……。反対ですか。（「賛成意見です」と呼ぶ者あり）原則順番で、反対、賛成、反対ということで許可をしておりますが、特に発言を求められますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この今回の意見書案を採択することを求めます。

先ほど提案したところ、議員の中から質問の中で、本来のこの意見書の本題に入ることなく公党の活動に対して一方的にこの議場で批判されたことについては、厳しく抗議をして撤回を求めておきたいというふうに思います。

それで、やはり今の時点は、今の段階は、そういう政党に対する事実ではない思い込みで言って、住民の思いではなくって、今すべきことは、今の国政が裏金問題で揺れているときにどういうことが地方自治体の議会にも求められるのかって、そういう立場に立ってお互い論議したいと思ってこれを出したわけです。

先ほどおっしゃっていましたが、国会でも様子を見れば、今回の総選挙の中で見たら、企業・団体献金を禁止とはっきり言わなかったのは自民党だけなんですね。あの政党については企業・団体献金について話し合うということで、3月までに何らかの形で結論を出したいとい

うことで棚上げをしているというのが現状だと思うんです。このときだからこそ地方自治体からも国民の声を出して、それを背中を押して、今こそいわゆる金権腐敗の大本になってきている企業・団体献金をきっぱりとやめさせるような法律をつくろうではないかというところで、私たちも力を出したいということでこれを求めているわけです。

一つ言っておきたいのは、政治献金・団体献金と個人献金とどう違うのかって石破氏が発言されたときに私も驚きました。これは例えば資本主義の中で資本を持った大きな事業者たちがお金を持っていろんなことの政策に関与してくる、もしかしたらあるかもしれません。しかし、あの資本主義の大本であるアメリカも企業献金は禁止しているわけですよ。なぜかというと、選挙というのは個人の一票一票でしていく個人の票ですよね。そこに先ほど井原さんが言われたもうけを主体とする企業がそこに関与してきたり、当然自分たちの利益に結びつくようなお金になってしまうということが、これはもう世界の常識で、だからこそ先進国等は企業献金の禁止をしていくと。

私は、石破総理の話を聞いてて、そこまでやっぱり企業・団体献金を禁止するということが自民にとっては非常にハードルの高い、もしかしたら政党自身も問われるようになるのかなと思いますが、ここはやはりこれだけ住民が怒ってそういう結果も出た選挙の後でもありますし、皆さんと御一緒に企業・団体献金禁止ということについての意思表示をしていきたいと思います。くれぐれも先ほどの議員の発言については取消しと抗議を求めておきたいということです。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第33 発議案第13号

○議長（景山 浩君） 日程第33、発議案第13号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鶴義文君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鶴義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。読んで提案します。

発議案第13号

議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年12月25日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三鴨 義文

南部町議会議長 景山 浩様

——別紙も読み上げます。

別紙

議会改革調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、地方創生時代に対応した議会組織のありかた、町民に寄り添う議会運営及び活性化のための調査及び研究をするため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により議会改革調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

- (1) 議会のあり方についての調査及び研究
 - (2) 委員会の構成等についての調査及び研究
 - (3) 議会の議員定数等についての調査及び研究
 - (4) 上記に定めるもののほか議会の活性化に資する調査及び研究
-

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第13号、議会改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第34 発議案第14号

○議長（景山 浩君） 日程第34、発議案第14号、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鶴義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鶴義文君。

○議会運営委員会委員長（三鶴 義文君） 議会運営委員会委員長、三鶴義文です。発議案第14号、読み上げていきます。

発議案第14号

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年12月25日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三鶴 義文

南部町議会議長 景山 浩様

——別紙のほうも読み上げて提案します。

別紙

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、鳥取県ごみ処理広域化計画に基づく「鳥取県西部広域行政管理組合可燃ごみ処理広域化基本計画」が町民にどのように影響を与えるか調査及び研究するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により可燃ごみ処理広域化等影響調査特

別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

- (1) 可燃ごみ処理広域化基本計画の町民への影響
 - (2) 不燃ごみ処理等に係る調査及び研究
 - (3) 上記に定めるもののほか廃棄物処理に関し諸課題の解決に向けた調査及び研究
-

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、発議案第14号、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第35 発議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第35、発議案第15号、統合保育所建設調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鶴義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鶴義文君。

○議会運営委員会委員長（三鶴 義文君） 議会運営委員会委員長、三鶴義文です。発議案第15号、読み上げます。

発議案第15号

統合保育所建設調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年12月25日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三鴨 義文

南部町議会議長 景山 浩様

——別紙、読み上げます。

別紙

統合保育所建設調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合建設事業に関し、調査及び研究するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により統合保育所建設調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

1. 調査及び研究事項

- (1) 統合保育所建設事業に関する調査及び研究
- (2) 統合保育所の管理計画、運営計画に関する調査及び研究

2. 設置期間

議決の日から令和8年12月31日まで

以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第15号、統合保育所建設調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会、統合保育所建設調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を各特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ただいま各特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

議会改革調査特別委員会委員長、長東博信君、同副委員長、板井隆君。

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会委員長、仲田司朗君、同副委員長、白川立真君。

統合保育所建設調査特別委員会委員長、滝山克己君、同副委員長、三鶴義文君。

以上で結果報告を終わります。

日程第36 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第36、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査、統合保育所建設調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中

の継続調査に付することに決定しました。

以上……（「休憩動議」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時52分再開

○議長（景山 浩君）では、会議を再開します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君）板井です。私は、この今回の意見書の発議の分で質疑をした部分、全てを撤回したいというふうに思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君）確認します。発議案第12号、企業・団体からの政治献金の全面禁止を求める意見書の議題中の質疑を取り消されるということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように皆さん、御了知ください。

○議長（景山 浩君）以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第7回南部町議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君）御異議なしと認めます。これをもちまして令和6年第7回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時53分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君）令和6年12月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月13日から本日までの13日間にわたり提案されました条例及び補正予算、また10名の議員の一般質問を含め、重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

今期定例会におきましては、指定管理者の指定や債務負担行為の設定、障がい者自立支援給付事業などのほか、国の補正予算による重点支援地方交付金に係る補正予算が可決されたところで

す。町長をはじめ執行部におかれましては、施策執行に当たり、議員各位からの意見、要望等を十分反映されたものとなるよう強く要望するものであります。

また、今期定例会におきましては、議員発議により3つの特別委員会が設置されることとなりました。設置された各委員会の調査・研究目的に応じ、活発かつ十分な審議を重ねられることを大いに期待するものであります。議員各位におかれましては、今後も不断の議員活動により一層町民の皆様の声を町政に反映させ、負託に応えていただくよう御要請申し上げます。

本年もあと数日となりました。先日19日の木曜日には南部町もうすらとした雪化粧が見られ、いよいよ本格的な冬を迎えます。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なされまして穏やかな年末年始をお迎えになりますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月13日から本日までの13日間にわたりて開催され、令和6年度一般会計補正予算など30議案について御審議いただき、本日全議案とも賛同賜り、御承認をいただくことに、誠にありがとうございました。

16、17、18日の3日間にわたり、10名の議員の皆様から21項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴しました。災害対応、広報、山林の維持、脱炭素、子供たちの文化・芸術活動支援、健診に関すること、世代間感染を行うピロリ菌についての御指摘もいただきました。買物やデイサービス、果樹カメムシ被害、文化財の活用について、ため池防災、空き家対策、島根原発の再稼働課題、ごみの分別・減量化の御指摘、住民監査請求、統合保育園、農振除外や自衛隊での体験活動など21項目についての御議論でございました。私の3期目の町政に挑む4本の柱「くらし・教育・環境・活力」の4つのKへの御質問もいただき、多くの示唆に富んだ御意見も頂戴したところでございます。議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思いますが、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

いよいよ今年も6日余りとなりました。慌ただしい年の瀬を迎えますが、皆様、どうぞ御自愛いただきますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
